

能勢町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 能勢町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 能勢町長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 学識経験者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 大阪府豊能警察署長又はその指名する者
- (9) その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 5 交通会議は委員の過半数が出席しなければ開催出来ない。
- 6 交通会議は会長がこれを招集し、会長が議長を指名する。
- 7 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には会長が決定する。
- 8 交通会議の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 9 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(文書協議)

第5条 交通会議において既に協議が調った事項について軽微な変更を加えるとき又は交通会議を開会するいとまがない場合は、会長が書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(守秘義務)

第6条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）で定めるところにより支給するものとする。

(分科会)

第8条 交通会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 交通会議において協議が調い必要がある場合には、関係機関へ報告・協議等を行うものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するために、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は能勢町総務部総務課に置き、会議の庶務は総務課において処理するものとする。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。